

B. 名勝

名勝は、自然の営為により作り出されたものを中心として構成される自然的名勝と、人間の行為により造り上げられたものを中心に構成される人文的名勝に分類できる。

本県の国指定名勝は、人文的名勝である近世の庭園跡が最も多く指定されている。自然的名勝では、幕末の平戸藩主松浦 熙^{まつらひろむ}が平戸往還沿いの名勝地 8 箇所を選んだ平戸領地方八奇勝^{ひらどりょうぢかたはつきしょう ひらど}（平戸^{はらど}八景^{はっけい}）（佐世保市）があり、砂岩地帯に形成された風致景観が持つ鑑賞上の価値が評価されている。また、火山噴火で形成された波打ち際に広がる黒褐色の玄武岩と、強風の影響で高木が生育できない草地からなる三井楽（みみらくのしま）（五島市）は、遣唐使の最後の寄港地であり、『蜻蛉日記』に「亡き人に逢える島」として紹介されるなど、鑑賞上、学術上価値が高い風致景観として指定されている。

特別名勝温泉岳^{うんぜんだけ}（島原市・雲仙市・南島原市）は、温泉街とその周囲の山地、地獄を含む広大な広さを持つ。また、指定地内には普賢岳紅葉樹林（島原市・雲仙市・南島原市）、池の原ミヤマキリシマ群落^{しょうや}（雲仙市）、野岳イヌツゲ群落（島原市・雲仙市・南島原市）、原生沼沼野植物群落（雲仙市）、地獄地帯シロドウダン群落（雲仙市）、平成新山（島原市・雲仙市）と 6 つの国指定天然記念物が含まれ、植物や地質鉱物の観点からも価値が高く、人文的・自然的要素を含む複合的な価値を有する。

県指定名勝は、滝の観音（長崎市）のみである。高さ 30m の滝を背景に、黄檗宗寺院の本堂・庫裡などがあり、随所に異国風な石造が配された景勝地で、諫早領主をはじめ文人墨客に愛された優れた風致景観として評価されている。

このほか、登録記念物（名勝地）として、平和公園（長崎市）が登録されている。長崎刑務所浦上刑務支所など、原爆投下の物証となる歴史的意義を有する場所であるとともに、平和祈念像など、世界に向けて核兵器の禁止と世界平和の実現を呼びかける場所として記念的な意義をもつ都市公園である。また、雲仙岳の麓の豊かな湧水を利用して造られた独特の風致景観から成る近代の住宅庭園である旧伊東氏庭園（島原市）が登録されている。

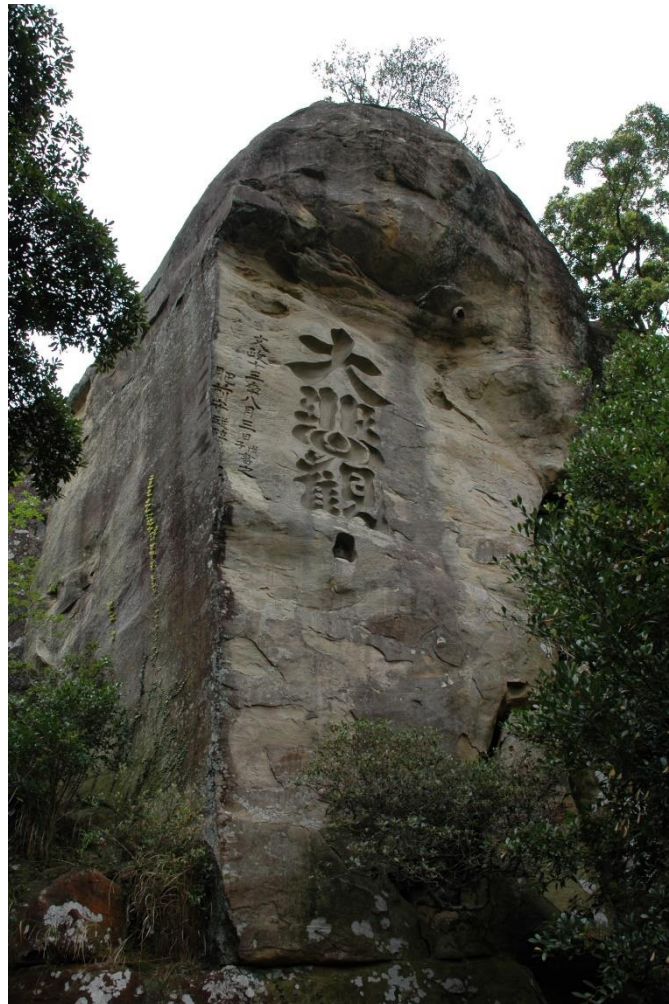
名勝の保存の面では、自然災害に伴う法面の崩落や落枝などのき損等が近年増加傾向にある。また、人文的名勝では清掃や除草、剪定といった日常的な維持管理を行う人材及び財源が必要である。

特別名勝温泉岳^{うんぜんだけ}（島原市・雲仙市・南島原市）は、建物の老朽化や道路改修などが相次ぐ中で、今日的な観点に基づく保存管理上のルールの再検討が必要となっている。

このほか、名勝候補の掘り起こしを進める必要がある。特に自然的名勝は、島嶼部^{とうしょぶ}を中心に自然公園が複数存在する本県においては、潜在的に価値の高い名勝地が残されている可能性は高い。



三井楽（みみらくのしま）（五島市）



平戸領地方八奇勝（平戸八景）（佐世保市）



旧伊東氏庭園（島原市）



うんぜんだけ
温泉岳（島原市・雲仙市・南島原市）

C. 天然記念物

7. 動物

国天然記念物（動物）のうち、半数は対馬市に棲息する動物や生息地が指定されている。このうち、**ツシマヤマネコ**、**ツシマテン**（いずれも対馬市）は大陸系の哺乳類であり、本県全域で指定されている**ヤマネ**も大陸系のげっ歯類である。

県天然記念物（動物）は、**阿須川のアキマドボタル生息地**（対馬市）、**キタタキはく製標本**（対馬市）など、いずれも島嶼部^{とうしょぶ}に棲息する（棲息した）動物であり、国天然記念物の傾向と共通する。

野生動物の保護には、人間との共生が必須である。**ツシマヤマネコ**（対馬市）は、対馬島内の道路整備が進む中で、交通事故による滅失の届出が後を絶たない。また、繁殖等のために全国の動物園で保護が図られ、公開も行われているが、公開活用には細心の注意を払う必要がある。近年では、天然記念物に指定している地域内で昆虫等を違法採取する事例が増加している。ツシマヤマネコの交通事故対策のように文化財保護部局のみでは対応が困難である場合もあり、更に自然公園法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律などにも配慮することから、国の自然環境部局や県市町の関係部局・機関とも連携を強化し、日頃から情報共有しながら効果的な対策を講じていくことが求められる。



ツシマヤマネコ（対馬市）

4. 植物

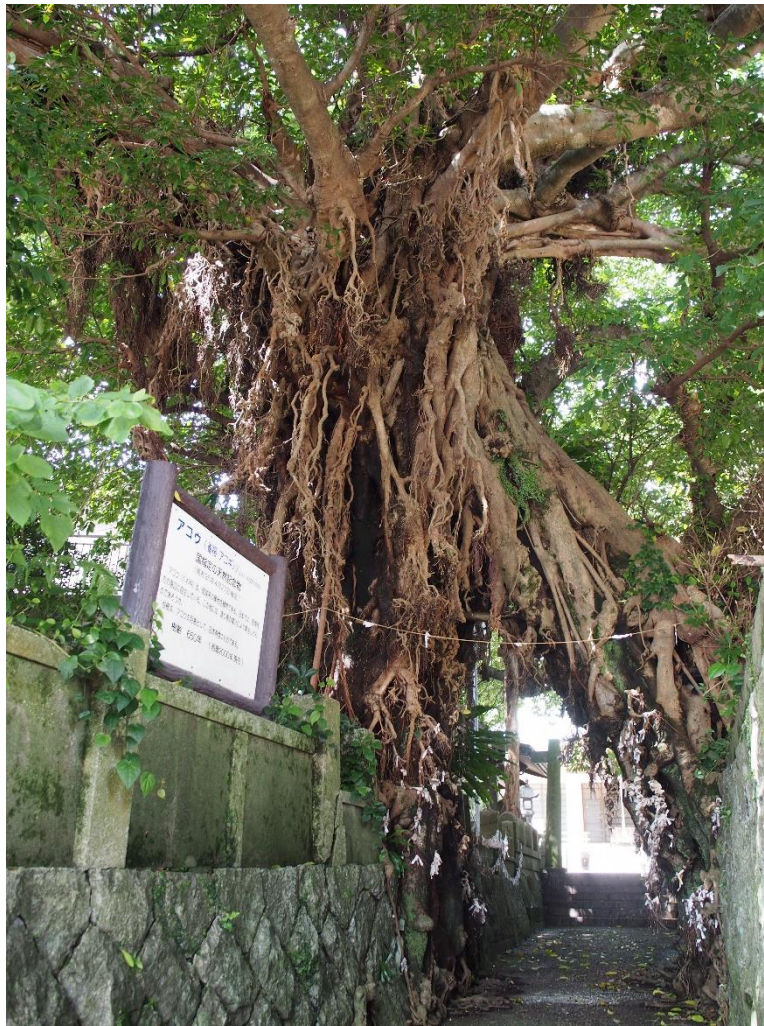
国天然記念物（植物）は、雲仙山系（雲仙市・南島原市）に**普賢岳紅葉樹林**（島原市・雲仙市・南島原市）、**池の原ミヤマキリシマ群落**（雲仙市）、**野岳イヌツゲ群落**（島原市・雲仙市・南島原市）、**原生沼沼野植物群落**（雲仙市）、**地獄地帯シロドウダン群落**（雲仙市）と5件の天然記念物が集中する。そのほか、多良山系から平野部にかけての諫早市・大村市のほか、平戸市、対馬市、五島市などの島嶼部にまとまる傾向がある。指定の内訳は、樹叢や群落、原始林など自然林の指定が最も多く、**女夫木の大スギ**（諫早市）、**小長井のオガタマノキ**（諫早市）、**大村神社のオオムラザクラ**（大村市）、**奈良尾のアコウ**（新上五島町）のように、巨木や原木での指定が続く。このほか、**キイレツチトリモチ自生北限地**（長崎市）、**御橋観音羊歯植物群落**（佐世保市）、**へご自生北限地帯**（五島市）のように、南方系植物の北限地が複数指定されていて、対馬暖流が沿岸を洗う自然環境を反映している。また、**鰐浦ヒトツバタゴ自生地**（対馬市）は大陸系植物であり、大陸に近い地理的特徴を反映している。このほか、保護すべき天然記念物に富んだ一定の区域として、**阿値賀島**（平戸市）・**男女群島**（五島市）などの島嶼が指定されている。

県指定天然記念物（植物）の分布は、五島市が最も多く、平戸、壱岐、対馬など島嶼部に偏る傾向にある。クス、アコウ、イチョウなどの巨木や、社叢・樹叢のような天然林を指定した例が多いが、平戸市や五島市ではビロウやへご、リュウビンタイなど南方系植物の自生地が多く指定されている。このほか、保護すべき天然記念物に富んだ一定の区域として**美良島**（小値賀町）が指定されている。

天然記念物の保護の面では、近年の大雨や台風等に伴う自然災害により、天然記念物の落枝や植物自体の流出が報告されている。また、五島市や対馬市などでは、シカによる食害も報告され、迅速な対応が求められているほか、環境の変化により植物の生育状況の悪化が懸念されているものもある。活用面では、盗掘の恐れのある希少植物の取扱いを慎重に検討する必要がある。これらの植物のサイン整備や所在地の公表は、盗掘を誘発する可能性もあり、公開を差し控えるなどの対応が必要となる。



男女群島（五島市）



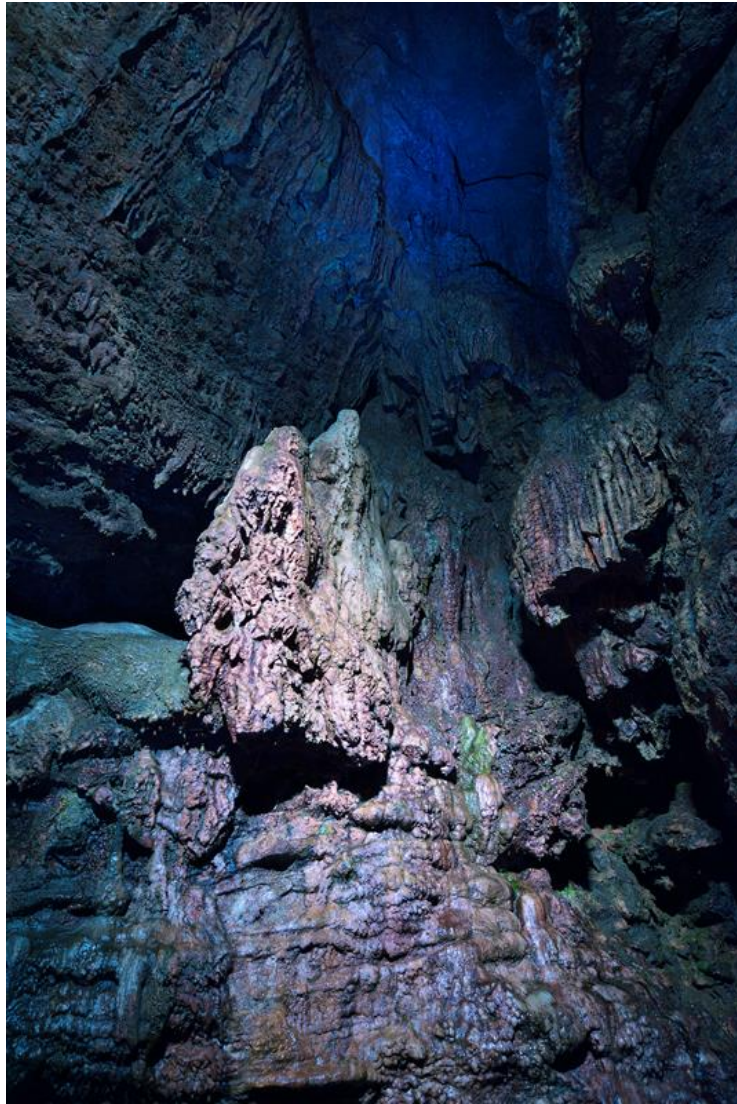
奈良尾のアコウ（新上五島町）

ウ. 地質鉱物

国天然記念物（地質鉱物）は、^{ななつがましようにゆうどう}七釜鍾乳洞（西海市）、^{まだらしまたまいしおうけつ}斑島玉石甌穴（小値賀町）、平成新山（島原市・雲仙市）がある。このうち、平成新山は、平成2（1990）年11月に噴火を開始し、平成3（1991）年の大火砕流により多くの犠牲者を出した普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドームで、活動の生成から収束までが目撃された火山として指定を受けた。

県指定天然記念物（地質鉱物）は、岩脈や溶岩トンネル、火山弾・火山涙産地など、中新世後期から第四紀の火山活動に関連するものが最も多く、変成鉱物の産地、植物化石層、淡水貝化石層といった岩石・鉱物・化石の産出状態に関するものや、浸食により形成された甌穴^{おうけつ}が指定されている。地史との関連では、中新世後期から第四紀にかけての活発な火山活動に関連した地質鉱物が多く指定されているが、新第三紀の河川湖沼堆積物である五島層群や対州層群に関連した漣痕^{れん}や化石産出地のほか、4億8千万年前とされる変はんれい岩露出地をはじめとする古生代～中生代の変成岩類も保護の対象となっている。

地質鉱物は、露頭^{ろとう}や岩体そのものが保護や公開の対象となるが、崖面や法面など急傾斜地に立地するものがあり、特に家屋等に隣接する場合、崩落防止策が求められる。活用面にあたっては、除草など日常的な維持管理を行わなければ視認できないものもあり、これらの人材や財源の確保が求められている。また、希少鉱物の場合、サイン整備等の周知は盗掘を助長する場合もあり、公開活用には十分な配慮が必要である。



七釜鍾乳洞（西海市）

⑥文化的景観

県内では7件の重要文化的景観が選定されている。**平戸島の文化的景観**（平戸市）は、「かくれキリシタン」の伝統を引き継ぎつつ、島という制約された条件の下で継続的に行われた生活・生業を通じて形成された棚田や人びとの居住地によって形成された農漁村景観である。**小値賀諸島の文化的景観**（小値賀町）は、古くから海上交通の要衝として栄え、ヒト・モノの流通往来により発展した港や居住地等によって形成された独自の景観をもつ。**佐世市黒島の文化的景観**（佐世保市）は、季節風や台風の影響を受けやすいことから、住居や畑に防風林が発達した集落景観である。**五島市久賀島の文化的景観**（五島市）は、馬蹄形の島の内海側に形成された農業集落と外海に面する漁業集落からなり、自生するヤブツバキを採油のために活用した。**新上五島町北魚目の文化的景観**（新上五島町）は、中通島北端の不便な地形条件下に発達した農漁村景観であり、傾斜地の中腹に開かれた段畑では甘藷が栽培され、保存食としてカンコロの生産が盛んに行われた。**長崎市外海の石積集落景観**（長崎市）は、傾斜地を開墾した際に産出する結晶片岩や玄武岩を用いた石積みが特徴的な景観を形成している。**新上五島町崎浦の五島石集落景観**（新上五島町）は、砂岩質の堆積岩の採掘が盛んだった地域で、そこで産出する石を居住地や教会建築に用いていた。重要文化的景観の選定地は、小値賀諸島・五島列島・佐世保市の黒島、平戸島など、いずれも

離島部に所在する。唯一、本土部に所在する**長崎市外海の石積集落景観**（長崎市）についても、長崎市中心部からは離れた、^{すもうなだ}角力灘に面した斜面地を切り開いた集落である。すなわち、長崎県の重要文化的景観は、平野の少ない長崎県のなかでも、特に居住や耕作に適した土地が限られた離島や郊外地など、決して条件が良いとはいえない土地に形成された集落景観であるという特徴があげられる。

いずれの集落も、目の前に広がる海の資源を利用しながら、後背地の急峻な斜面地や山を開拓しながら農業を営んでいた。なかでも 18 世紀以降に長崎を中心に各地へ広がっていった甘藷の導入は、地域住民の暮らしにとって大きな変革となり、山頂近くまで続く段畑を形成するほど耕地の拡大を図り、甘藷の収穫を増やすことで増加する人口を支えていった。また海に近い土地や離島は台風や季節風などの強風に耐えなければならない。そこで、根を張り大木となるアコウの防風林としての活用（佐世保市黒島）や、開拓時に出土する結晶片岩を石積みの素材としての利用（長崎市外海地区）など、その土地の植生や地質・地形に応じた工夫を重ねていくことで、地域の特色を示す代表的な景観や他に例を見ない独特の景観を形成し、それが現在にまで引き継がれている。

重要文化的景観は選定地が広範囲に及ぶことから、望ましい景観の保全のためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠である。本県の重要文化的景観選定地が離島部や都市周辺部にあるため、集落の過疎化・高齢化が著しく、将来的に集落の維持さえも困難となっていくことが予想される。また、近年では、風力発電など自然再生エネルギー施設の建設が進んでおり、文化的景観への配慮が求められている。

県内には既選定地以外にも、棚田景観や段畑景観、窯業生産関連景観などのように、特徴的かつ独特の景観がある。こうした景観を次世代に継承していくためにも、石積みや伝統的家屋の修理・修景などの文化的景観の保護制度を活用し、地域の魅力を高めていくことが望まれる。



長崎市外海の石積集落景観（長崎市）



平戸島の文化的景観（平戸市）



新上五島町北魚目の文化的景観（新上五島町）



小値賀諸島の文化的景観（小値賀町）

⑦ 伝統的建造物群

伝統的建造物群とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいい、この伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が定める地区を伝統的建造物群保存地区という。

県内では4地区が国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。平成3年に長崎市東山手・南山手（港町）、平成17年に雲仙市神代小路（武家町）、平成20年に平戸市大島村神浦（港町）が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、その保存・活用が図られている。

長崎市東山手伝統的建造物群保存地区（長崎市）の範囲は、丘陵の東山手町の大部分と、海岸寄りの大浦町の一部を含む区域である。地区内の建造物は、棧瓦葺、外壁下見板張りペイント塗が多く、海の方に開放的なベランダを付け、主要な部屋を配している。代表的なものとしては、重要文化財**旧長崎英国領事館**、**東山手十二番館**（いずれも長崎市）などがある。このほか、オレンジ坂の石畳の道と石垣や、石溝、石標類など、居留地時代を偲ばせる土木構造物、大きな樹木などが数多く残っている。

長崎市南山手伝統的建造物群保存地区（長崎市）は、東山手町と同じ旧居留地であって、主として住宅地として使われていた区域である。保存地区の範囲は、丘陵の南山手町の大部分と、海岸寄りの小曾根町、松が枝町を一部含む区域である。南山手の北寄りには、**大浦天主堂**、**旧羅典**
神学校、**旧グラバー住宅**（いずれも長崎市）をはじめ、**旧リンガー住宅**、**旧オルト住宅**（いずれ

も長崎市)が現存し、松が枝町では、**旧香港上海銀行長崎支店**や**旧長崎税関下り松派出所**(いずれも長崎市)などが港に面して建っている。いずれも国宝や重要文化財に指定されており、地区の中心から南側の住宅地と合わせ、幕末から明治時代中期にかけての洋風住宅建築が良好な姿で残っている。長崎市東山手・南山手の町並みは、居留地の地割を示す歴史的風致とともに、幕末から明治時代にかけて建築された洋風建造物などをよく残しており、伝統的な町並みとして価値が高い地区である。

雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区(雲仙市)は、佐賀に居を構えていた領主鍋島氏が、寛文3(1663)年に後を継いだ4代嵩就の代に至って居を神代に移したとされ、鶴亀城跡二の丸膝下の東側に陣屋館を構え、現在の小路地区が整備された。水路で囲まれた神代小路には3箇所の橋が架けられ、内部には枳形が、水際には石垣が積まれている。江戸期に建築年代が遡る武家屋敷の主屋、明治期以降の建築である近代和風住宅の主屋といった、建築年代の特色を見せる建築が存在する。また、附属屋として武家屋敷の屋敷構えを示す門倉と長屋門、主屋に付随して建つ釜屋がある。こうした各武家屋敷の建築、そして生垣と屋敷林、水辺景観が織りなす構成によって、他に類を見ない景観が形成されている。

平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区(平戸市)は、離島の漁業集落を起源とし、江戸前期の捕鯨業の創業を契機として発展し、鯨組廃業後も捕鯨工場跡地の再開発によって漁業と商工業を基盤とした港町へ発展を遂げた「離島の港町」としての歴史的町並みである。町並みの中心部に江戸時代の建物が多く残り、湾沿いに曲折する町通りと有機的な地割に対応した建物が成立しており、江戸中期から明治・大正期にかけての時代毎の特質を示す平入り町家が密に建ち並んでいる。また、町並みが周囲を取り巻く社寺、山と海と一体をなしつつ連続的に残され、わが国固有の伝統的港町の空間と景観を色濃く伝える点が大きな特性である。

これらの伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物は、後世の改築が少ない一方で、老朽化が進んでおり、生活環境や活用の観点からも修理、耐震対策が急務である。耐震対策については、文化庁が「伝統的建造物群の耐震対策の手引」で示したように、伝統的建造物群それぞれの特性を把握し、伝統的建造物群ならではの実情に配慮した対策が必要である。また、修理事業の際は、市町、ヘリテージマネージャーと連携し、修理事業の現場見学会等を通して、研修の機会を設定し、伝統的建造物群に携わる設計士や技能者等の人材育成に努めている。町並みを活かしたまちづくりに向け、住民及び外部人材の活用と連携を促し、伝統的建造物群保存地区の公開、情報発信に努め、歴史と文化の共有を図るとともに、教育機関と連携し、歴史と文化を伝えていく機会を設定することが望まれる。

伝統的建造物群の保存には、地域での生活を成り立たせることが重要であり、伝統的建造物群の所有者の意識向上を図り、居住への取組や新たな活用方法を探求するなど、価値の保存と空き家等の活用を促す取組が必要である。また、保存地区の活用のための拠点整備を積極的に支援する。保存地区の住民の理解と協力により、生活環境の快適性の確保と防災機能の向上を図りつつ、伝統的建造物群の管理及び修理、環境要素の管理及び復旧に努めるとともに、伝統的建造物群を構成している建造物群以外の修景に努め、保存地区の特性を活かした生活環境の整備が必要である。更に防災対策について、地域の防災的課題や人的状況を踏まえながら防災設備を整備するとともに、保存地区の消火体制においても消防署及び消防団、保存地区の範囲に限らず周辺地区の自治体とも連携した組織づくりが望ましい。同時に住民の参加による防災訓練の実施が求められる。



長崎市東山手伝統的建造物群保存地区（長崎市）



長崎市南山手伝統的建造物群保存地区（長崎市）



雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区（雲仙市）



平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区（平戸市）

⑧ 文化財の保存技術

県内では、文化財の保存技術は選定されていない。

⑨ 埋蔵文化財

県内には、およそ 3,800 箇所^の周知の埋蔵文化財包蔵地が遺跡地図に登載されている。その総数は、全国で 5 番目に少なく分布密度も粗であるが、時代別にみると、旧石器時代及び縄文時代がおよそ半分を占める。**福井洞窟**^{せんぶくじどうくつ}や**泉福寺洞窟**^{ひやっかだい}（いずれも佐世保市）、**原山支石墓群**^{はらやましせきぼぐん}（南島原市）、**越高遺跡**^{こしたか}（対馬市）、**原の辻遺跡**（壱岐市）など、学史上重要な遺跡が多く含まれている。更に、本県ならではの特徴として水中遺跡が 54 箇所周知されている。この数は、沖縄県、滋賀県に次いで全国で 3 番目に多い件数（平成 28 年現在）で、海洋に囲まれた本県の立地環境や歴史的、文化的背景をよく表している。蒙古襲来の**鷹島海底遺跡**（松浦市）や島原・天草一揆の舞台となった**原城跡**（南島原市）、長崎の**出島**や**長崎奉行所跡**（いずれも長崎市）など、日本史上著名な出来事が発生した場所も多い。

遺跡発見の届出件数は、年間あたり 10 件程度で推移しており、大型公共事業に先立つ分布調査や各種開発に伴う試掘範囲確認調査の成果によるものが多い。近年の傾向として、長崎市の近世遺跡や**島原城跡**（島原市）、長崎市・佐世保市・大村市の近現代産業関連施設、旧軍関連遺跡等、比較的新しい時代の遺跡も周知や調査の対象とされるようになってきており、地域の歴史的特徴を踏まえた埋蔵文化財の保護が図られている。

公共事業に伴う緊急発掘調査は、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）関連の調査完了に伴い、縮小傾向にある。しかしながら、西九州自動車道をはじめ島原道路や西彼杵道路などの大規模な道路開発事業や、島原半島や西彼杵半島、平戸島などの農業振興地域では大型圃場整備が計画されている。また、民間開発についても、佐世保市、大村市、諫早市等の近郊の都市部において宅地造成や各種開発が増加しているほか、近年は自然エネルギー利用の推進を受けて五島列島や県北地区を中心にして風力発電施設や太陽光発電施設の設置に伴う開発も増加傾向にある。開発に伴う発掘調査については、今後も堅調に推移することが予測されることから、計画地の分布調査や試掘範囲確認調査を事前に行い、遺跡の把握とその周知に取り組むほか、工事届などの埋蔵文化財保護制度の周知啓発にも取り組まなければならない。

保存目的調査は、各市町において特徴的な遺跡の調査が進められており、長崎県埋蔵文化財センターでは、**原の辻遺跡**（壱岐市）の調査を発足以来継続して行っている。そのほか県では、中近世城館の分布調査や、**鷹島海底遺跡**（松浦市）の水中遺跡調査についても松浦市と協力して行っている。域内の埋蔵文化財を総合的に捉えることを目的とした埋蔵文化財調査や地域全体に共通するテーマに基づく調査や研究については、引き続き県が主体的に取り組んでいく必要がある。また、各市町においても、それぞれの地域の歴史を象徴するような遺跡の調査に取り組むとともに、史跡指定などの保護措置を講じ、遺跡の保存・活用を促していかなければならない。

埋蔵文化財の活用については、県や各市町において、学校教育との連携事業や一般市民を対象としたシンポジウム、地域住民向けの各種講座、体験発掘等を企画して積極的な周知啓発が図られている。長崎県埋蔵文化財センターでは、壱岐高校に設置された東アジア歴史研究コースの授業の支援や**一支国博物館**^{いきこく}と連携して収蔵資料の公開展示などの普及活動に取り組んでいる。埋蔵文化財は、地域において最も身近な文化財であることから、日常のさまざまな場面で埋蔵文化財に触れる機会を提供し、親しみや愛着を持ってもらえる環境づくりが求められる。



越高遺跡（対馬市）



百花台遺跡（雲仙市）出土石器

(2) 世界遺産・世界の記憶・日本遺産など

① 世界遺産

本県には、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産がある。

平成 27 (2015) 年に登録された**明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業**は、19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけて、非西洋諸国ではじめて産業革命の波を受容し、重工業（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）を基盤に世界史上たぐい稀な産業化を成し遂げた局面を証言する文化遺産である。8 県 11 市に所在する 23 の構成資産のうち、本県には造船と石炭産業の発達を示す 8 つの資産が所在し、1869 年に竣工した日本で初めての近代的な船舶修理施設である**小菅修船場跡**（長崎市）やその後発展的に整備された三菱重工業長崎造船所の各施設群、造船所の対岸に建設された**旧グラバー住宅**（長崎市）、石炭産業分野を象徴する**高島北溪井坑跡・端島炭坑跡**（長崎市）がある。小菅修船場跡を除く造船分野を構成する資産については、企業が所有する現役の稼動施設やその一部であることから、景観法や港湾法に基づく保全措置が講じられている。

平成 27 (2015) 年の世界遺産委員会では、地上建築物や工作物の経年劣化が進行している端島炭坑の保全措置に係る計画策定をはじめ、推薦資産全体及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置に係る計画及び実施計画の策定、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数の設定、管理保全のための協力体制に基づく枠組みの有効性や管理保全計画の実施状況等のモニタリング、維持管理を担うスタッフ及び関係者の人材育成、展示戦略の策定等が勧告され、その一部については既に履行済みである。

平成 30 (2018) 年に登録された**長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産**は、17 世紀から 19 世紀の 2 世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下でひそかに信仰を伝えた潜伏キリシタンによる独特の宗教的伝統を物語る文化遺産である。資産は、長崎県及び熊本県天草市に所在する 12 の構成資産で構成され、島原・天草一揆の主戦場となった**原城跡**（南島原市）、潜伏キリシタン信仰の多様な展開や信仰組織の戦略的な維持を示す各集落、潜伏キリシタンの文化的伝統の終焉を象徴する**大浦天主堂**（長崎市）がある。原城跡と大浦天主堂を除くかつての潜伏キリシタン集落の多くは、現在も人々の素朴な営みが見られる農村・漁村集落で本県の歴史・文化の特徴をよく表している。その一方では、人口減少・高齢化が特に進行している地域でもあって、資産を構成するキリシタン墓地や教会堂等の維持管理のほか、生業や伝統行事の存続が危惧される。本資産は、所在する離島や過疎地の振興、交流人口の拡大の素材として大きく期待されているところであるが、観光客の増大が地域住民の生活環境悪化や宗教活動の妨げにならないように配慮が求められる。

平成 30 (2018) 年の世界遺産委員会では、離島部における集落跡、教会堂跡、墓地跡等、潜伏キリシタンが残した痕跡の記録作成の必要性、各構成資産の物理的・社会的状況に配慮した収容力や望ましい観光の在り方の検討、新規の開発事業による遺産影響評価等が勧告され、勧告に基づく各種取組が行われている。



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
(高島北溪井坑跡・端島炭坑跡) (長崎市)



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 (大浦天主堂) (長崎市)



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（原城跡）（南島原市）



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（中江ノ島）（平戸市）



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（野崎島）（小値賀町）

② 世界の記憶

本県には、平成 29（2017）年に登録された朝鮮通信使に関する記録—17 世紀～19 世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史がある。資産は、1607 年から 1811 年の間に朝鮮国から来日した外交使節団の関係資料で、日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録などの計 333 点（うち、日本所在資料は 209 点）で構成される。本資産は、日韓友好のシンボルとして両国の交流促進や信頼関係の強化に繋がる取組が期待されている。



朝鮮国信使絵巻（対馬市）

③ 日本遺産

県内には、**国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～**、**鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～**、**日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～**、**砂糖文化を広めた長崎街道 ～シュガーロード～**の4つの日本遺産がある。

国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～は、日本本土と大陸半島をつなぐ中間に位置する本県の壱岐・対馬・五島地域を舞台とし、古代から融和と衝突を繰り返しながらも連綿と継続された国際交流をテーマとする。

鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～は、明治時代に近代国家として海軍力強化の一環として全国に整備された4つの軍港を核とした日本の近代化をテーマとし、本県では佐世保鎮守府に関係する27の構成文化財が含まれている。

日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～は、陶器生産の技術を活かして肥前で誕生した日本磁器をテーマとし、磁器生産が盛んな三川内、波佐見地区の15の構成文化財が含まれている。

砂糖文化を広めた長崎街道 ～シュガーロード～は、海外貿易の窓口であった長崎を介して、長崎街道沿いに広まった砂糖や外国由来の菓子をテーマとし、本県では長崎市、諫早市、大村市の菓子や菓子道具などのほか、出島和蘭商館跡や長崎くんちの奉納踊なども含まれている。



国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～ (勝本城跡) (壱岐市)



鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～
(佐世保市民ホール (旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館)) (佐世保市)



日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～
(肥前波佐見陶磁器窯跡) (波佐見町)

④ 歴史の道

本県では、文化庁による平成 8（1996）年の歴史の道百選選定時に、長崎街道のうち、長崎から大村に至る日見峠（長崎市）、井樋尾峠（長崎市～諫早市）、日野峠（諫早市～大村市）が選定された。また、令和元（2019）年には、長崎街道のうち、長崎から佐賀に抜ける多良通（多良海道）（諫早市）が追加選定された。

歴史の道は、往来した人・物、情報をめぐる豊かな物語を内包していることが多い。これらの物語を活かす試みは、歴史愛好家だけでなく幅広い市民を惹きつける有効な手段であろう。また、こうした取組を通して、指定・未指定を問わず、街道沿線の文化財を一体的に周知・活用できるメリットもある。

一方、複数の市町にまたがり、現在の県域を越えて存在することから、保存・活用には県内外の市町村の連携が前提となる。また、活用に当たっては、歴史の道のルートや沿線に所在する文化財に関する情報提供が必須となる。このため、本県では、平成 12（2000）年に長崎街道の調査事業報告書、平成 13（2001）年に整備活用計画を策定し、長崎街道沿線のマップとして「歩く人のための長崎街道 vol.1～vol.3」を作成しており、このマップを用いた周知に加え、ホームページを活用するなど、今後はより利用されやすい形での情報提供が必要である。



長崎街道 多良通（多良海道）（諫早市）

⑤ 世界ジオパーク

本県では、**島原半島**（島原市・雲仙市・南島原市）がユネスコ世界ジオパークに認定されている。「人と火山の共生」がテーマで、雲仙火山の噴火が引き起こした度重なる災害と復興、火山が作り出す恵みや地形と生活生業のかかわりなどが学べる自然公園である。ジオパークの見所として指定されたジオサイトには、溶岩ドームを一望できる展望台や地層の露頭が見学できる海岸など、地質学的に重要な場所が多い一方で、**原城跡**や**日野江城跡**・**吉利支丹墓碑**（いずれも南島原市）、**旧島原藩薬園跡**（島原市）、**神代小路**、**鍋島邸**（いずれも雲仙市）などの文化財も多く、口之津歴史民俗資料館、小浜歴史資料館、国見展示館（雲仙市歴史資料館）といった展示施設も含まれている。

世界ジオパークは、地球科学的な価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興、観光事業に活用し、持続可能な方法で地域を活性化させることが要求されているため、4年に一度の再審査により活動度がチェックされ、その品質の維持と向上が求められている。このため、ジオサイトに含まれる文化財や展示施設の適切な維持管理や継続的な活用が必要である。

このほか、五島市では、砂岩や泥岩からなる五島層群を軸とした「五島列島ジオパーク構想」を策定し、日本ジオパーク認定に向けた取り組みを進めている。



島原半島（平成新山）（島原市・雲仙市・南島原市）

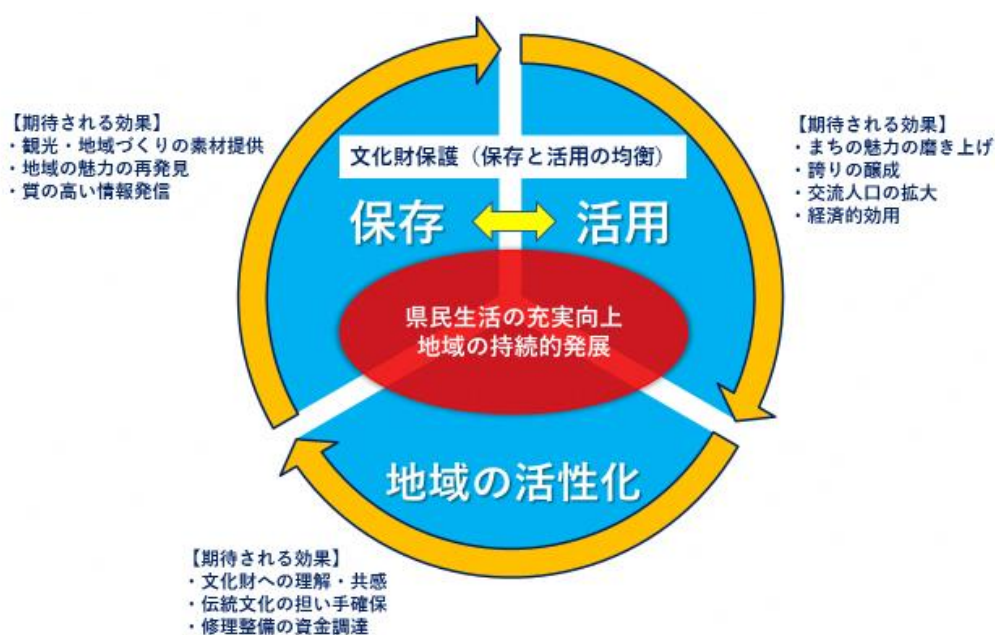
第3章 保存・活用の基本方針

1. 基本理念

本県の文化財の保存・活用を推進していくにあたっての基本理念を以下に示す。

**文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、
「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指す。**

基本理念イメージ図



文化財保護の重要な柱として位置づけられている「文化財の保存・活用」は、元来、相互に効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきものであり、文化財の価値を確実に保存しつつ、その価値を踏まえた適切な手法で活用を図り、現代社会に生かすことが期待される。文化財を傷つけ、価値を低下させるような活用はあってはならず、保存・活用の両方の視点からバランスよく進めていくことが重要である。

また、文化財の保存・活用の取組を進めていくためには、これを見守る地域の存続にも留意しなければならない。本県は、人口減少や高齢化が進んでいる地域を多く抱えており、文化財を将来にわたって健全な状態で継承するためにも、それぞれの地域が本来の活力を取り戻すことができるように、保存・活用による効果を地域の活性化に結びつける好循環を生み出し、文化財を含めた地域全体が持続的に発展できるような視点を持って取り組んでいく必要がある。

そこで、本県においては、県内の文化財の保存・活用をしっかりと進めながら、「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指すことを基本理念とする。

2. 目指すべき姿

基本理念を踏まえ、以下の項目の実現を目指す。

○魅力ある文化財があふれる長崎県

県内各地の未指定の文化財も含めた多種多様な文化財を把握し、その研究や指定などを促すことによって価値の顕在化を図り、魅力ある文化財があふれる長崎県を目指す。

○地域の人々で文化財を守り、伝える長崎県

文化財の所有者や管理者、行政のみならず、民間団体、地域住民等の関係者が一丸となって取り組む施策や仕組みづくりを行い、地域の人々で文化財を守り、伝える長崎県を目指す。

○文化財で地域がかがやく長崎県

県内各地の歴史文化を彩る文化財が活用され、個性あふれるまちづくりが展開されることにより、国内外からの注目を集め、それぞれの地域がかがやく長崎県を目指す。

○身近に文化財を感じることができる長崎県

日常の様々な場面で文化財に触れ親しむ機会を提供するとともに、その価値を分かりやすく積極的に発信して、文化財を身近に感じることができる長崎県を目指す。

【「目指すべき姿」を達成するための「基本方針」】

<2. 目指す将来像>

魅力ある文化財があふれる長崎県

地域の人々で文化財を守り、伝える長崎県

文化財で地域がかがやく長崎県

身近に文化財を感じることができる長崎県

<3. 基本方針>

← (1)調査研究 + (2)指定等

← (3)保存継承

← (4)活用

← (5)情報発信

3. 基本方針

目指すべき姿の実現に向けて、本県の文化財の保存・活用にかかる諸施策について、以下の視点に基づき推進する。

(1) 調査研究

文化財の保存・活用にあたっては、まずは地域の文化財を調査して、把握することが出発点になる。本県では、これまでに埋蔵文化財、建造物、民俗芸能、名勝、天然記念物、離島などの特定地域を対象にした様々な文化財の調査を行ってきた。これらは、今後各市町においても、地域の文化財を総合的に把握していくための手がかりとなる。また、調査研究の成果は、対象文化財の新たな価値を発見し、地域の魅力を再確認する契機となり、活用手法の提案や質の高い情報発信ができる。

県内の多種多様な文化財については、国や市町と連携協力しながら調査研究に取り組み、その存在を把握して、適切に価値付けを行うことにより、その価値の顕在化を図る。特に本県の歴史・自然・文化についての理解を深めるテーマや広域横断的な対応が求められ、市町単独で対応が困難である場合もあることから、県市町で連携しながら調査研究を推進する。

(2) 指定等

調査研究により把握された文化財は、地域の大切な財産として人々に認識され、適切な手法で保存・活用を図り、次世代へ確実に継承されることが望まれる。文化財保存の手段の一つとして、国や地方文化財への指定・選定・登録等の方法がある。指定等は、一定の法的規制の下に、対象文化財について行われる行為をより良い方向に誘導していくとともに、所有者や管理者に対して行政が保存・活用に係る指導助言や財政的な支援を行う手段として有効である。また近年は、日本遺産やジオパークなどの活用に主眼を置いた新たな文化遺産の認定制度もはじまり、各地域で積極的な情報発信が行われ、県内文化財の周知啓発に大きく貢献している。

県は、地域で把握された文化財について、その価値や態様、保存状態、所有者の意向、活用の方向性などを総合的に勘案して、国や地方文化財への指定・選定、登録などに取り組み、対象文化財の保存・活用を促していく。日本遺産などの文化遺産についても、県内外の市町と連携してさらなる活用を促す。また、未指定の文化財については、地域住民の意向を踏まえつつ、地域文化遺産制度の創設なども検討していく。

(3) 保存継承

県内各地に所在する未指定も含めた多くの文化財を余すことなく保存継承していくためには、文化財の所有者や行政機関のみならず、民間団体や地域住民などとの連携と協力が必要不可欠である。特に過疎化が進行する離島やへき地が多い本県の場合は、草刈り、清掃、巡視などの様々な日常の維持管理について、地域住民の活動によるところが大きい。特に民俗芸能や伝統行事は、住民自らが主役となってその継承に取り組んでおり、地域住民の存在なくして文化財の継承は不可能である。

地域の文化財保存継承のために、民間や個人が行ってきた諸活動について、今後も継続することができるように、市町と連携しながら支援する。また、これまで活動に参加していなかった住民にも自主的に参加してもらえらるきっかけづくりとして、様々なイベントや講座を通じて普及啓

発を図る。更に、地域おこし協力隊やU I ターン、ふるさと納税、クラウドファンディングなどの様々な支援制度を活用し、県内地域にとどまらず、国内外の人々ともつながりを持てるようにする。加えて、持続性の観点から、学校教育とも連携し、文化財を活用した授業や校外学習を積極的に展開して、地域への愛着と誇りを醸成し、文化財を含めた地域を支える次世代の担い手を育成する。

(4) 活用

適切に保存された文化財は、地域の維持発展や住民生活の充実などにも大きく貢献することから、文化財の本質的価値を活かしつつ、その価値を損なわないよう、歴史的特性を踏まえた活用を図ることが大変重要である。また、文化財建造物や文化的景観、民俗芸能など、公開活用を促すことによって良好な状態を保持することができる文化財もある。更に活用を図ることにより、関係する人々の文化財に対する理解を深め、共感を得ることでその継承にとっても有効に作用する。

県は、文化財の本質的価値を踏まえた様々な活用を見出し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていく。また、市町と共にそれぞれの地域にある文化財を取り入れた固有のまちづくりに取り組み、地域の魅力を高めるとともに、国内外の人々との交流を促していく。個々の文化財についても、価値にふさわしい適切な手法で積極的な公開活用を図り、地域で住民の認知度を向上させて、親しみや愛着を深めてもらえるように取り組む。活用施策の実施にあたっては、文化財保護部局のみならず、観光や地域振興などの関係部局や民間団体、地域住民とも協働で取り組み、民間の活力を取り込んだユニークなアイデアや手法を取り入れて、文化財の活用を活発化させる。

(5) 情報発信

人口減少社会を迎えた今日において、将来にわたり文化財を適切に保存・活用していくためには、多くの人々が文化財に興味関心を寄せて、自主的に参画してもらえるように様々な情報を継続的に提供していく必要がある。また、歴史文化を含めた本県の文化財の魅力を国内外に発信して人的交流を活発にする取組も求められる。

県は、文化財などに関する価値や魅力を広く共有していくために、情報発信に積極的に取り組む。発信にあたっては、元来文化財について関心がある人の知的好奇心を満たすだけでなく、これまで興味関心が無かった人に対しても親しみを感じ、理解を深めてもらえるように分かりやすく伝える工夫をする。また、日常の様々な場面で文化財の情報をいつでも入手できるように、広報誌やパンフレットのほか、ホームページ、SNSなど、様々な情報媒体を活用した情報発信に取り組む。更に、外国との交流も視野に入れて文化財情報の多言語化を推進して、長崎県の文化財の魅力を国内外に広く情報発信を行っていく。

4. 推進体制の整備・計画作成

県内の文化財の保存・活用にかかる諸施策を適切に推進していくため、下記の体制整備や計画作成に取り組む。

(1) 推進体制

本項に示した基本方針に基づき行われる保存・活用については、文化財保護部局のみならず、観光、地域振興、学校教育、社会教育、景観まちづくり、地域防災等の幅広い行政分野に及び、より効果的な施策とするためには、庁内における緊密な連携協力が求められる。また、自立的な保存・活用が難しい文化財所有者などを適切に支援し、施策の効果を地域全体に浸透波及させていくためには、基礎自治体として地域に最も近い位置にある市町や各種民間団体、地域住民との協働が不可欠である。

その一方で、保存・活用にあたって、文化財専門職員と学芸員には、地域の文化財に最も精通したエキスパートとして、また文化財と地域住民の間をつなぐ橋渡し役として、施策の中心的役割を担うことが期待され、その人材の確保と育成が求められる。

県は、行政機関のみならず各種民間団体や地域住民を交えた地域総がかりで文化財の保存・活用を推進することとし、それぞれが主体的に活動に参画できるような環境づくりに取り組む。

また、文化財保護部局と庁内関係課及び関係機関が、連携協力して施策に取り組むための連絡体制を整える。更に、文化財専門職員や学芸員などの文化財に携わる人材確保と体制の充実に努めるとともに、保存・活用のための企画立案や遂行に必要な能力開発を目的とした研修の機会を国や民間団体などと連携しながら整えていく。

(2) 計画作成

文化財の保存・活用についての取組を円滑かつ着実に実行していくためには、中長期的な視野に立った計画的な取組が必要である。文化財保護法では、都道府県は大綱を、市町村は取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した地域計画をそれぞれ新たに策定・作成できることとなった。あわせて、個々の文化財についても、保存・活用の考え方を明確化し、その確実な継承を図るために、国による保存活用計画の認定制度が設けられた。

県は、県内の未指定の文化財を含む文化財が積極的に保存・活用され、県民全てが等しくその価値を共有できるようにするため、県内各市町に対して地域計画の作成を促す。市町が地域計画を作成する際には、国や専門家等と連携しながら、必要な相談、助言及び調整を行う。

また、文化財専門職員や学芸員不在の市町についても地域計画作成に向けて専門的な指導助言等の支援を行っていく。個々の文化財についても、適切な保存・活用が図られるように、保存活用計画の作成や国の認定を推奨し、国指定文化財のみならず地方指定の文化財についても必要に応じて作成を促す。

第4章 保存・活用のために講ずる措置

1. 基本的な取組

県内の文化財の保存や活用については、本大綱に定める基本方針に則り、目指すべき姿の実現に向けて、着実に取り組む必要があることから、以下の取組を推進する。

(1) 調査研究

県は、これまでテーマを定めて埋蔵文化財や有形文化財を対象とした悉皆調査を行ってきたが、今後も地域の自然や歴史文化を特徴づける多様な文化財について、広域的な視点でテーマを設定して調査研究を行う。

また、各市町が行う地域の未指定も含めた文化財を把握するための調査や、個別文化財の調査についても、専門的・財政的支援を継続して行う。

<主な取組>

- 本県では、これまで中近世城館跡等の悉皆調査を行ってきたが、生産遺跡をはじめ近世城郭や台場、近現代の産業施設や設備、戦争遺跡など、県民の関心が高いにも関わらず十分調査が進んでいない分野についても調査を推進する。
- 大型公共事業が計画されている西彼杵半島や島原半島には、石鍋製作所跡や縄文時代の遺跡など未周知の遺跡が所在する可能性が高いことから、県市町で連携して計画的に分布調査を行い、埋蔵文化財の把握と周知を進めていく。
- 潜伏キリシタンが使用した信心具など、潜伏キリシタンの歴史や習俗に関連する有形民俗文化財の調査研究を推進する。また、野崎島や久賀島には廃絶された集落跡や教会堂跡、耕作地等の潜伏キリシタンの生活の痕跡が残されていることから、これらを含む構成要素の記録作成に向けた取組を支援する。
- 我が国には、地域ごとに風土や自然環境の中で育まれた豊かな食文化が伝承されており、それらは地域固有の食材や調理法などを用いたいわゆる郷土食として定着している。本県においても各地に伝えられてきた郷土食とその調理・製造等の技術について悉皆調査を行い、本県固有の食文化の現状や特徴を把握する。

(2) 指定等

県は地域に所在する文化財について、長崎県文化財保護条例に基づき、指定を進め、保存・活用のための措置を講じていく。また、文化財活用のために創設された各種遺産事業についても地域の要望に応じて登録の手続きを促す。

<主な取組>

- 中近世城館調査など、県内の悉皆調査等により重要性が明らかになった埋蔵文化財等について、国又は地方指定に向けた取組を積極的に推進する。
- 潜伏キリシタンの信心具については、全県的な悉皆調査の成果に応じて、国又は地方指定も視野に入れて必要な保護措置を講じる。

(3) 保存継承

地域の文化財を後世に確実に継承していくため、県は自らが管理する文化財の保存管理に努め、必要に応じて適切な修理・修復に取り組むとともに、市町や関係団体が行う取組についても継続的に支援していく。また、保存継承にあたっては、地域住民等の周辺関係者と協働で取り組み、文化財のストーリーを通して、歴史を学び、体験できる場を設定し、学校教育や社会教育とも連携して担い手の育成に努める。特に地域に根ざした文化財の保存継承を支える人材育成については、地域住民一人ひとりがその担い手となるような意識付けが必要となる。

建造物や美術工芸品などの有形文化財については、所有者が日常の管理を怠らず適切な修理を適切な周期（時期）で実施していくことが重要である。文化財の保存修理は、文化財の保存修理技術の向上とともに長年に渡り培った保存修理技術を後世に継承できる機会にもなるため、その保存と継承を促していく。また、史跡名勝天然記念物については、近年被害が増えている害獣対策を講じるとともに、特に天然記念物については、環境の変化に伴う生育状況の変化に十分注意を払い、必要に応じて適切に対応する。土木工事等で発掘調査を行うことがある埋蔵文化財は、工事を行う事業者や地域住民、行政機関等の周辺関係者の理解と協力が不可欠である。今後は埋蔵文化財保護制度を着実に浸透させていくための周知啓発にも取り組んでいく。

<主な取組>

- 有形文化財（建造物）の教会群の煉瓦壁の耐震補強として、黒島天主堂（佐世保市）を実施した。今後田平天主堂（平戸市）、青砂ヶ浦天主堂（新上五島町）等の耐震補強の事業計画を立て、耐震補強が必要な教会群を30年計画で実施していく予定である。これに倣い、有形文化財（建造物）及び伝統的建造物群について、所有者と県及び市町の担当者により保存状況の把握及び耐震補強を含めた修理計画の立案を実施していきたい。特に不特定多数の者が利用する文化財建造物等については、早急な耐震対策を所有者等に促し、必要に応じて財政的な支援を行う。
- 無形文化財の伝統芸能や伝統技術などの保存団体や個人に対して、文化財的価値を広く周知するための公開事業や伝承者講習のための研修会開催や、有形・無形民俗文化財の施設・用具の修理や新調、記録保存の作成や公開事業など、必要に応じて財政的支援を行う。
- 史跡名勝天然記念物は、シカ・イノシシ等の侵入による食害や掘り返し等の被害が相次いでおり、農林関係部署の協力を仰ぎながら、罾や防除フェンス、電気柵等の設置、駆除など必要な対策を講じる。対策の実施に当たっては、可能な限り文化財の保護や景観に配慮した方法を採用するよう促す。
- 環境の変化によって、天然記念物への悪影響が懸念される場合には、専門家の指導のもと、状況把握に必要な調査を実施する。そのうえで、天然記念物の本質的な価値に照らし合わせ、適切な対処方法を検討し、その結果を受けて必要な保護措置を講じる。
- 県が管理団体となっている特別名勝温泉岳^{うんぜんたけ}は、複数市町や地域住民との調整を要することから、関係者の意見を聞きながら保存活用計画の改訂を検討するとともに、市町が策定する個別文化財の保存活用計画の策定を支援する。
- 伝統的建造物群について、空き家の所有者と移住希望者や事業者を繋ぐマッチングシステムの構築や、空き家への入居希望者とのまち歩きの実施など、空き家対策の取組を支援する。また、補助金や地区規制等に関する相談窓口の設置を推進し、ヘリテージマネージャーと連携した保存修理現場の見学会、技術者技能者の研修、技の体験、情報提供や情報発信を積極的に行うよ

う促す。

- 世界文化遺産を構成している文化財について、保存整備のための計画や財政計画を策定し、経過観察をしながら中長期的な見通しに基づいて取り組む。
- 世界遺産登録をきっかけとして、資産の周辺で観光施設や各種インフラ整備などの開発の増加が予測される。世界遺産の構成資産やその周辺で行われる開発行為に対しては、本資産の顕著な普遍的価値に影響を与えないように遺産影響評価を行う。その結果は、必要に応じて世界遺産委員会に報告する。
- 世界遺産を通したふるさとへの愛着や誇りの形成及び保護意識の醸成を図るため、世界遺産をテーマとするモデル授業を実施しながら、県内小・中学校へ展開していくとともに、大学等による構成資産のフィールドワーク等を支援する。
- 文化財保護ネットワークを活用することにより、地域の文化財を知り、学ぶ機会を作るとともにパトロールや清掃活動等自発的な保存活動を促進する。
- 埋蔵文化財保護制度の周知徹底を図るために、市町と連携して、開発事業者や地域住民に向けた説明会の開催や工事届を解説したパンフレットを作成配布するとともに、県のホームページで公開している長崎県遺跡地図の周知を図る。埋蔵文化財の周知にあたっては、開発部局にも協力を仰ぎ、開発部局と文化財保護部局で連携して取り組む。

(4) 活用

県は、地域の文化財のサインやパンフレット作成、動線整備など、価値を分かりやすく伝えるための整備を計画的に進め、県の関係部局や市町、関係団体等と連携しながら、文化財が所在する地域の活性化や観光振興による交流人口の拡大につなげていく。また、世界遺産や日本遺産等の各種文化遺産事業については、関係課や所在の市町と連携協力し、活用の効果を波及させる。

また、学校教育においても、本県の伝統や文化について触れる機会を捉え、身近な地域に対する理解を深め、郷土愛を醸成していく。

<主な取組>

- 有形文化財（建造物）については、保存修理現場の見学会、技術者技能者の研修、技の体験、情報提供や情報発信を積極的に行う。また、民俗文化財については、九州・沖縄地区に伝承されている民俗芸能の伝承活動を発表する機会として九州地区民俗芸能大会が開催されており、指定文化財に限らず広く県内の民俗芸能保存団体等の参加について、引き続き支援していく。
- 埋蔵文化財については、発掘体験や各種講座などの関連イベントを開催して、遺跡に触れ親しむ機会を積極的に提供していく。また、学校や公民館などの公共施設のスペースを利用した出土遺物の展示や保存した遺構を取り入れた都市空間の整備などにも取り組むほか、日常生活で埋蔵文化財を感じることができるよう環境づくりを進めていく。
- 遺構が地下や水中に埋蔵された史跡における価値の顕在化については、サインや遺構復元などハード面での整備だけでなく、価値を説明できるガイドの育成などソフト面での充実を図るほか、VRなどの先端技術を駆使した活用も積極的に検討するよう促す。
- 伝統的建造物群や文化的景観、歴史の道など、広域に保護が図られた文化財については、地域住民のコミュニティ形成を支援するとともに、町並みを活かしたまちづくりに向け、住

民及び外部人材の活用と観光部局等との連携や、民間事業者への誘致に取り組む。また、沿道や集落内の見所を記載したマップを作成し、これを活用したイベントの開催を推進するとともに、集落や歴史の道にまつわるストーリーを解説できるガイドの育成を促す。

- 世界文化遺産の構成資産となっている集落等の活性化に向けた活動を支援するとともに、構成資産同士のネットワークの構築を通じて情報共有や交流を促進していく。
- 日韓友好交流の象徴である朝鮮通信使を活用し、日韓交流における本県が果たした歴史的役割などを情報発信するとともに、両国の相互交流促進や信頼関係強化に繋がる取組を対馬市や関係機関とともに推進する。また、島原半島のジオパークの取組として実施されている自然観察会や写真コンテスト、小中学生によるジオパーク研究展示発表会など、さまざまなプログラムと連携するとともに、ジオツーリズムなど新たな活用に向けた取組も促す。
- 現在認定された4つの日本遺産については、ストーリー性を重視した効果的な情報発信や県内各地域が持つ文化資源を主体的に活用する取組に対し、集中的に支援を行うことにより、地域ブランドの向上・地域の魅力の掘り起こしを図る。また、県内外の認定地域とも連動しながら、日本遺産というブランドイメージの向上にもあわせて取り組む。
- 日本遺産に認定された各地域の市町や関係団体で構成する推進協議会等により、活用に向けた自立的な取組を充実させていくとともに、地域住民とも密接に連携・協力しながら地域の活性化・交流人口の拡大を図る。
- 長崎歴史文化博物館や長崎県美術館において、貴重な収蔵資料・作品などの文化財を適切な環境で展示できるよう環境整備に努めるとともに、調査研究による魅力増進や施設の利便性向上等に取り組むことにより、県民が優れた文化芸術に親しむ機会の提供拡大を図り、文化芸術を活用した地域活性化を推進する。
- ふるさと教育を通して、本県の伝統や文化、地域の歴史や自然を学び、先人の業績等について理解を深めることにより、本県の有形無形の財産を未来へ継承しようとする態度を育み、子どもたちが地域の人々とふるさとの有形無形の財産を活用し、本県及びその地域を担う資質や能力をもった人材を育成する。また、国際性豊かな本県の歴史学習を通して、世界に目を向ける契機とし、多様な文化を理解し尊重する資質を育てる。

(5) 情報発信

本県所在の文化財の本質的な価値を伝え、文化財を大切に保存し活用していくためには、その魅力を分かりやすく伝えていくことが重要である。これまで個々の文化財の情報発信を行ってきたホームページ「長崎県の文化財」や「長崎県遺跡地図」の更なる充実を図るとともに、複数の市町村に共通するテーマやストーリーをもとに相互連携し、広域的に発信する取組を検討する。また、急速な情報化社会の進展を踏まえ、VRやAR等のICT技術を活用して、史跡等において歴史的な出来事や当時の生活の再現等を体感・体験できるような工夫を推進する。更に近年の外国人旅行者の増加にも対応するため、解説の多言語化等も推進し、より多くの外国人に本県所在の文化財の魅力が伝わるよう取り組む。

<主な取組>

- 世界遺産の価値を深める調査・研究の成果を活かし、世界遺産にふさわしい公開・整備を推進するとともに、その価値やストーリー、関連の文化財等への周遊にもつなげる情報発信の充実など、構成資産を核とした広がりのある魅力づくりを促進していく。また、世界遺産の価値を深めながら、情報を正確に伝えて理解を促し、将来に向けて、保護を実現するための行動につなげるための指針となる「情報戦略のあり方」に基づき、効果的な情報発信を行う。
- 2つの世界遺産の登録を契機に、本県ならではの歴史・文化、海外との交流やつながりを生かした文化・観光施策を推進する。世界遺産のストーリー性を重視した効果的な情報発信やこれらを生かした広域周遊・滞在型観光を推進するとともに、増加する観光客を対象とした世界遺産関連土産品の開発等への支援にも取り組む。
- 伝統的建造物群保存地区については、衣食住の魅力を紹介するコンテンツの作成や多言語表示ができる専用アプリの作成など、文化財の理解を深め、観光客の地域での滞在満足度の向上を図る。
- 各地域の有形・無形の文化財群を有機的につなげ、魅力的なストーリーとして国内外に戦略的かつ分かりやすく発信することで認知度の向上を図る。また、パンフレットや案内板の多言語化など、訪日外国人にも対応できる環境を整える。
- 長崎県埋蔵文化財センターが行う原の辻遺跡などの発掘調査の情報を発信し、壱岐市立^{いきこく}一支国博物館と連携協力しながら壱岐島内の遺跡やこれまでの発掘調査の成果を公表する。また、長崎県埋蔵文化財センターの活動を知ってもらうための普及啓発活動を行う。
- 対馬歴史研究センターが行う対馬宗家関係資料等に関する調査・研究や古文書修復の成果を発信し、対馬博物館と連携協力しながら資料の展示・公開を行う。また、対馬歴史研究センターの活動を知ってもらうための普及啓発活動を行う。
- 長崎歴史文化博物館や長崎県美術館において、国内外からの来館者が、各館が所蔵する文化資源の魅力に十分に触れ、満足度の高い観覧を促進するため、多言語での展示解説や情報通信技術を活用した展示を実施する。

2. 重点的な取組

本県には、複数の世界遺産や水中遺跡など、本県特有の文化財があり、これらの保存・活用にあたっては、特に県と市町が連携を図りながら、重点的に取り組む必要がある。

(1) 世界文化遺産プロジェクト

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、ユネスコに提出した包括的保存管理計画に基づき、構成資産の適切な保護や価値の発信、住民生活と観光の調和を図るための秩序ある公開、地域の持続的な維持に向けた取組を着実に進め、価値を守り伝える仕組みづくりを推進していく。

更に、12の構成資産で1つの価値を証明している本資産は、2県6市2町にまたがるうえ、離島や半島など人口減少・高齢化が進む地域に点在しているため、地域と世代を『つなぐ』ことを目的に、世界遺産を活かしたふるさと教育や、大学と連携したフィールドワークを促進するとともに、構成資産となっている集落等が活性化するための活動を支援していき、「世界遺産をみんな

などで守っていく」という保護意識の醸成を図りながら、保存と活用の好循環による持続的な取組により、次世代への継承や地域の活性化につなげていく。

あわせて、国内外からの観光客をスムーズに受け入れ、満足してもらう体制の整備を行う。国内外の観光客が世界遺産の魅力やストーリーを楽しむとともに、その地域の歴史・文化、自然・食等の魅力を満喫できる周遊マップの活用等による周遊・滞在型観光を推進する。また、市町や民間事業者等と一体となった二次交通対策や、体験型等のニューツーリズムを含む観光地づくりの推進とそれを支える人材を育成する。更に、外国人観光客の受入環境の整備・充実を図るとともに、高齢者や障がい者等の方々も楽しんでもらえるようユニバーサルツーリズムの推進にも取り組む。

(2) 水中文化遺産調査研究事業

平成 27 (2015) 年「文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 4 次基本方針)」の中で水中文化遺産の保存・活用について地方公共団体の取組を促すことが閣議決定された。これを受けて、文化庁は平成 29 年に「水中遺跡保護のあり方」(報告)を発出し、陸上の埋蔵文化財と同様に水中遺跡保護の必要性を示している。

水中文化遺産は、本県の歴史や文化に密接に関係する文化財の一つである。本県では近年、洋上風力発電施設の設置をはじめとした海域開発が計画されていることから、海域などに所在する未周知の埋蔵文化財について、市町とも連携しながら分布調査を行い、その把握を進めていく。また、広く県民に対し、様々な機会を捉えて水中遺跡に関する情報発信や活用事業を行い、水中遺跡保護の重要性を周知する。

各市町に対しては、必要に応じて、水中遺跡の保存に向けた詳細な調査、地域住民に対する普及啓発活動を促し、その保存・活用を活発化させていくほか、市町では対応できない規模や内容については、市町との役割分担を行った上で、県は市町の取組に積極的に協力する。

(3) 東アジア考古学研究事業

本県の発掘調査では、東アジア関連資料が多数発見されている。長崎県埋蔵文化財センター東アジア考古学研究室では、その交流の内容や具体像に迫るための考古学的研究を引き続き行っていく。原の辻遺跡の調査については、引き続き遺跡の範囲や内容を確認するための発掘調査を行う。また、友好交流機関協定を締結した釜山博物館と相互に職員を派遣し、共同で発掘調査や資料調査を行う。調査研究の成果については、東アジア国際シンポジウムで最新の研究成果を積極的に公開する。壱岐高校の東アジア歴史・中国語コースの授業についても継続して支援する。

(4) 重要文化財対馬宗家関係資料の保存・活用

本県が所有する重要文化財対馬宗家関係資料は、対馬藩宗家に伝来する江戸時代から明治時代初期における藩政文書群であり、特に朝鮮との外交・貿易に関する資料は日朝交流に重要な役割を果たした対馬の歴史的意義を伝えるものとして貴重である。県では、対馬歴史研究センターを中心に平成 27 年度から継続して調査・研究及び保存・修復事業を進めているほか、専門的研修を受けた職員によって日常的な古文書の維持管理を行っている。引き続き、宗家関係資料の調査・研究及び保存・修復に努める。

第5章 市町への支援方針

1. 支援の考え方

本県では、各地域において多種多様な文化財が今日まで大切に守られ継承されてきた。しかしながら、過疎化や少子高齢化は着実に進行しており、将来的に文化財の滅失や散逸などが懸念される。そのため、改正文化財保護法においても文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的かつ計画的にその保存活用に取り組むことが求められている。特に市町は、地域の文化財やその所有者にとって最も身近な行政主体として、地域住民と緊密に連携して、文化財の保存・活用に取り組むことが期待されている。

こうした状況を踏まえ、県は市町と適切に役割を分担した上で、各市町が文化財の次世代の継承に向けてその保存活用を推進できるように積極的に支援する。これまで行ってきた指定文化財などの保存・活用についての情報共有や技術的な助言に加えて、地域計画の作成や運用にあたっても助言など必要な支援を行う。

2. 財政的支援

これまでも県は、指定文化財の保存・活用のため、文化庁や県の文化財補助金による市町を含めた所有者等への財政支援を行ってきた。近年では、文化財関係補助金以外にも、各省庁で文化財を活用したさまざまな補助金制度が整備されている。また、民間企業や財団などの社会貢献事業（メセナ）として有形文化財や伝統芸能等に対する助成金制度もある。こうした多様な財源を活用することができるよう情報提供を行っていく。

限られた予算の中で効果的に事業を行うためにも、地域内の文化財について中長期的な計画である地域計画を作成しておくことが望ましい。また、地方創生推進交付金など、地域計画を作成した市町に有利な補助金もあり、文化財の保存・活用を円滑に推進するうえで財政的に非常に有効であることから、市町による地域計画の作成を支援していく。

3. 市町における専門的人材の育成

(1) 専門的人材の不足

文化財の保存・活用が適切に行われるためには、文化財の専門的知識を持ち、その取扱いに習熟した人材の確保が不可欠である。また、地域の文化財を保存・活用するには、所有者や地域住民との連携が求められるため、文化財専門職員が継続的に業務に従事することが望ましい。しかしながら、各市町の多くでは人材不足に直面しており、1名で域内の文化財保護業務を担当する市町や、なかには文化財専門職員が配置されていない自治体もある。

今後各市町においては、文化財の適切な保存・活用を継続して行うとともに、地域計画を作成し、中長期的な視点で文化財の保存・活用を進めていく必要があることから、文化財専門職員が継続的に配置されていることが望ましい。

県は、国から示された指針や通知に基づいて、引き続き各市町に対して文化財専門職員の採用や継続的な配置を促し、それぞれで自立的、持続的に保存・活用の施策が推進できるように体制の整備を働きかけていく。

(2) 専門的人材の育成

現在、本県が主催する文化財保護に関係する研修制度は下記のとおりであるが、今後は各市町における保護体制の実態と市町からの要望、改正文化財保護法の趣旨などを踏まえながら、文化財の保存・活用に必要な知識や技能を習得するための研修を充実させて、専門的人材の育成を図る。研修は、文化庁や博物館・美術館などが行っている文化財に関わる各種研修も勘案し、各市町の文化財担当職員が、保存・活用をバランスよく進めるために必要な能力を身につけることができるように、現在実施している研修の改善や必要とされる研修の追加など随時見直しを図っていく。

【長崎県が主催する研修】

○開発部局・文化財保護部局担当者文化財基礎研修（対象：県・市町文化財保護部局担当職員ほか）
開発部局担当者に対し、埋蔵文化財保護意識の醸成を図るとともに、その取扱いに係る具体的な手続きについての理解を深めることで、本県の埋蔵文化財保護行政の円滑な推進に資する。また、文化財保護部局担当者が基礎的な知識を習得し、文化財の保護に関する基本的な考え方や事務手続きなどの理解を深める機会とする。
○長崎県文化財保護行政担当者会議（対象：県・市町文化財保護部局担当課長・職員）
市町文化財保護行政主管課長・担当者に対し、文化財保護及び活用に関する新たな情報や専門的知識を習得する場を提供するとともに、今後の県・市町の取組についての情報共有を行い、円滑な推進を図る。
○長崎県埋蔵文化財担当者専門技術研修（対象：県・市町埋蔵文化財担当職員）
県市町埋蔵文化財専門職員を対象とし、埋蔵文化財保護行政を円滑に遂行していくための基礎的な知識及び遺跡調査の方法などの研修を行なうことで、埋蔵文化財専門職員としての資質の向上を図る。

4. 文化財保存活用地域計画作成などの支援

文化財保存活用地域計画は、大綱を勘案しつつ、各市町が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランであり、今後、その地域における文化財保護行政の方向性を示す重要な計画と位置づけられる。

計画の作成にあたっては、未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、周辺関係者とも連携し、文化財の保存・活用についての方針や措置などを定めていくことになることから、協議会を設置して市町の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学教員、学芸員等の地域の実情に応じた多様な人材の参画を得ることが望ましい。

県では、市町が計画作成の過程で行う文化財の総合調査を専門的な見地から支援しつつ、地域計画の内容について、大綱が示す保存・活用の基本的な方向性に沿ったものになるよう助言していく。また必要に応じて、文化財の専門家の紹介なども行っていく。更に、各市町担当者に大綱の内容を共有し、計画作成に必要な知識や能力を習得するための研修などを開催することも検討していく。

国の重要文化財等に指定されている建築物については、建築基準法の適用除外となり、県や市町の指定文化財等に係る建築物については、保存建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものが、建築基準法の適用除外となるが、建築審査会を設置していない市町については、特定行政庁が県の建築審査会の同意を得て指定したものが、建築基準法の適用除外となるため、該当市町においては、県の担当部局の指導助言を受け文化財の保存・活用に努める必要がある。

第6章 防災・防犯、災害発生時の対応

1. 防災・防犯対策の必要性

日本は、古くから、台風・大雨・大雪・洪水・地震・津波・火山噴火などの自然災害に見舞われてきた。近年では地震に伴う津波、台風・豪雨など、大規模災害が増加する傾向にある。自然災害による被害は、地域の貴重な文化財にも及ぶことも想定されるため、平時から自然災害の発生を前提とした文化財の防災対策を講じておくことが求められる。

文化財の防災については、まずは文化財を管理・保管する所有者による対策を講ずることが望まれる。しかし、個人での対応には限界があるため、市町の文化財保護行政部局をはじめ、消防や警察等の行政との連携が不可欠である。更に、有事の際に速やかに協力を依頼するため、文化財が所在する場所の近隣住民やNPO法人等の団体など、地域のネットワークを構築しておくことも重要である。

自然災害以外にも、火災や盗難等の人為的な行為により貴重な文化財が被害を受けることもある。平成31年4月に発生したパリ・ノートルダム大聖堂の火災、令和元年10月の沖縄県首里城跡の火災でも文化財に大きな被害が生じている。県内でも指定文化財建造物等の焼失や焼損、仏像を狙った盗難事件も発生しており、文化財の保存環境や保管状況に応じた防火・防犯対策が必要となってくる。

先人から受け継いだ貴重な文化財を守り、次の世代へ確実につないでいくためにも、普段から防災・防犯対策が必要である。

2. 防災・防犯の取組

(1) 長崎県の防災基本計画

文化財の防災計画については、『長崎県地域防災計画 基本計画編』にて基本方針を示している。具体的な防災のための予防対策指導については、県及び市町の文化財保護部局が主体となって指導を進めていくこととしている。以下、その内容を示しておく。

① 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置

耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防火水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

② 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等（文化財保護ネットワークを含む）の確立と、近接住民の協力も含む自

衛消防体制の育成強化に努める。特に消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。

(オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。

(カ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

(2) 具体的な文化財防災・防犯の取組

① 動産文化財

有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財などの動産文化財については、紙・絹・木製品などの可燃性の高い素材が用いられることが多く、特に防火対策には注意が必要である。個人の所有者でも可能な防火対策としては、耐火性の高い金庫に保管する、燃えやすいものを周辺に配置しないなどの環境整備を進めていく。

防犯対策としては、敷地内の死角を確認して巡回の頻度を高めるほか、防犯性の高い錠への付け替えや監視カメラの設置などの防犯設備を設置するなどがあり、市町の文化財保護部局と連携して、文化財の写真や特徴を記録する文化財管理台帳を作成しておくことで、文化財の盗難時に速やかな文化財の特定が可能となる。

また、動産文化財については地域の博物館・美術館等の収蔵施設に寄託することも、防災・防犯両面から有効な対策の一つである。

② 不動産文化財

不動産文化財である文化財建造物の多くは、木造・煉瓦造であり、長い年月を経たことによる老朽化・劣化が進行している物件もあることから、台風・地震等の自然災害や火災に留意しておかなければならない。また、石造や鉄筋コンクリート造であっても、耐震対策がとられておらず、その対策は急務である。

耐震対策については、既に文化庁が「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引」（平成25年10月）で示したように、大規模改修工事の際には耐震診断及び耐震対策の補強工事を実施し、根本的な対策を行うまでの経過的補強も進めていく必要がある。（「重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針（平成30年8月）」）。

また、建造物の防火対策については、文化庁が示した「防火対策ガイドライン」（令和元年9月）に沿って、防火設備等の現状を把握し、文化財の特性に応じた防火設備の整備や訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施することが望まれる。特に重要文化財建造物は、

個別の保存活用計画を策定する際に所有者と所在の警察・消防当局が協議し、防災上の課題を共有し、実態に応じた防災設備の整備や機器の設置、自衛消防隊の結成等の防災体制を整えることになっている。

所有者等に対しては、日頃から防災意識を向上するための周知啓発活動を実施するとともに、計画策定や修理の際には、必要な防火・防犯設備を整備できるように働きかけていく。あわせて、文化財周辺地区については、火災予防の観点から必要に応じて条例による喫煙禁止等の禁火区域への指定も検討していく。

史跡名勝天然記念物が被害を受ける自然災害としては、大雨等による洪水や土砂災害、がけ崩れ等が想定される。また、来訪者が安全に見学できるように、日頃から周囲の環境整備に努めることが望まれる。更に、窯跡における陶磁器片等の盗掘など被害を受けることもあるため、文化財保護指導委員への巡視を依頼するとともに、住民の監視の目が最も有効な抑止力になることを念頭に、普及啓発を強化する必要がある。個別の保存活用計画の策定時に、防災・防犯対策も含めて検討することが望まれる。

③ 減災の取組

防災・防犯対策に加えて、災害が発生したときに、その被害を最小化するための減災の取組も重要である。

具体的な取組としては、洪水・土砂崩れ・津波等の各種ハザードマップをもとに、文化財が所在する場所について災害が発生しやすい地域であることを事前に確認し、市町文化財保護部局や所有者等で情報共有する取組があげられる。文化財周辺で発生した過去の罹災記録なども含め、総合的に把握することで、必要に応じた対策を検討することができるようになる。

建造物等については耐震対策工事が望まれるが、こうした措置がとれない場合でも、暫定的な補強等による減災対策や危険箇所への立ち入り、公開の制限を行うなど、対処方針を作成し人的安全性の確保に努める必要がある。

彫刻や陶磁器など破損しやすい文化財を公開するにあたっては、免震台の設置やテグスで展示台に固定するなど、地震発生時の転倒による破損を防ぐための取組が求められる。

(3) 災害に備えた文化財救援ネットワーク

① 長崎県文化財保護指導委員

文化財保護法に基づき、本県では、昭和50年度から長崎県文化財保護指導委員を配置している。その業務内容としては、埋蔵文化財包蔵地を含む指定文化財の巡視活動や所有者に対して文化財保護の指導・助言などの業務を行うことで、文化財の保護を図っている。異状発見時の所有者及び市町への緊急連絡をはじめ巡視結果の報告は、行政と所有者・管理者との連絡や文化財保護に関する意思疎通を図るうえで有効であり、文化財の定期的な巡視は文化財の防災の基本でもある。

② 文化財保護ネットワーク

県では、地域の文化財は地域で守り後世に残していくという理念のもと、地域の自治体などの協力を得て、地域住民が主体となって文化財保護の様々な活動を行う文化財保護ネットワークを全市町において構築した。具体的な活動としては、文化財清掃活動や地元警察や消防と連

携しての文化財パトロールなどがあげられる。また、災害が起きた際には、各市町の文化財の状況を確認し、県へ報告する仕組みとしている。文化財保護ネットワークを通して日頃から地域内での連携を強めることで、有事の際の情報連携を強めることにもつながる。

3. 災害発生時の対応

(1) 市町と連携した文化財の被害情報の収集

自然災害が発生した場合、本県としてまず行うべきことは、災害の状況をみながら、各市町の文化財保護行政部局と連携して、国・県・市町指定文化財の被害状況の把握に努め、情報を集約することである。原則として、市町の文化財保護部局が被災地の状況確認を行うこととなるが、状況によっては長崎県文化財保護指導委員や文化財保護ネットワークからの情報提供を受けることも想定することができる。所有者のみならず地域のネットワークを活かして、迅速かつ精度の高い文化財被害情報の収集が望まれる。

大規模災害発生時には、県が事務局となり被災文化財等の救済及び状況把握についての情報収集を図る。また、文化庁をはじめ独立行政法人国立文化財機構や各種関係機関・構成団体（長崎県文化財保護審議会、県建築士会、大学（研究室）、市町文化財担当部局等）などと被害情報の共有、活動内容の調整を行い、市町への協力体制を確立する。なお、過去の大規模災害時には、住居や蔵が罹災したことで、地域の歴史を記した古文書や歴史的建造物が、その価値を理解されないまま廃棄・解体されるという事例も報告されている。こうしたことから、可能な限り速やかに現地へ赴き、状況確認を行うとともに被災文化財等の所有者に対し、廃棄せず保存に努めてもらうように依頼することも重要である。

(2) 被災文化財等の取扱い

長崎県地域防災計画において、被災文化財については「被災前の文化財の価値を維持するよう文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。」と定めている（『長崎県地域防災計画 基本計画編』第3編 第14章 文教応急対策計画）。

万が一、文化財が被災し汚損・破損や水濡れなどの被害を受けた場合でも、廃棄するのではなく、まずは県や市町の文化財保護部局、地域の博物館・資料館等へ相談することが望まれる。被災した文化財でも、適切な方法で処置することで、それ以上の劣化の進行や被害を最小限に抑えることができることから、貴重な文化財が失われることのないようにしなければならない。

(3) 今後の取組

文化財の防災・防犯対策の基本として、文化財の所有者ごとの所蔵リスト、文化財の現況写真や材質、寸法等、所在位置及び敷地内の施設・防災設備等といった周辺情報も網羅した文化財台帳を整備しておくことが望まれる。文化財台帳は個人情報も含まれることから、市町文化財保護部局で厳重に保管しておくほか、地域の博物館などで分散保管することも効果的な防災対策となる。

また、平成31年4月の改正文化財保護法の施行に伴い、市町村にも文化財保護指導委員を置くことができることとなった（法第191条）。既に設置済みの市町もあるが、未設置の市町においては、管下の文化財の状況に応じて、文化財保護指導委員を設置することが望まれる。

第7章 保存・活用の推進体制

長崎県における文化財の保存・活用を推進するための体制としては、文化財担当部局や関係部局、博物館等の関係機関があげられ、表1のとおりである。

表1 文化財の保存・活用の体制

令和2年4月1日現在

(※文化財担当部局については職員数を記載)

長崎県
<p>■教育庁 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：教育委員会の運営、人事、予算、法務監察、企画広報、統計、情報化推進、県立学校改革などに関する事
<p>■教育庁 学芸文化課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：文化財の保存・活用に関する事、埋蔵文化財に関する事 埋蔵文化財センター・対馬歴史研究センターに関する事 ・職員22名（うち専門職員：埋蔵文化財4名、建造物1名、美術工芸品1名）
<p>■文化観光国際部 文化振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：文化振興にかかる施策の企画、立案、推進及び総合調整に関する事 長崎県美術館・長崎歴史文化博物館に関する事、日本遺産に関する事 ・職員32名（うち専門職員：歴史1名、工芸1名）
<p>■文化観光国際部 世界遺産課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：2つの世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理及び情報発信等 ・職員14名（うち専門職員：埋蔵文化財1名、美術1名）
<p>■文化観光国際部 観光振興課・国際観光振興室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：県内観光の振興に関する事
<p>■文化観光国際部 国際課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：国際交流、国際協力、長崎県アジア・国際戦略、平和関連事業等に関する事
<p>■危機管理監 危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：防災及び災害対策や人命救助、危機管理、国民保護等の対応
<p>■企画部 政策企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：重要施策の企画及び総合調整
<p>■地域振興部 地域づくり推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：離島・半島及び地域の振興に係る施策の企画・立案及び推進等に関する事

■地域振興部 市町村課

- ・業務内容：県内市町の行政、財政及び選挙に関すること

■県民生活環境部 自然環境課

- ・業務内容：自然公園の保護と利用、生物多様性に関する業務、希少野生動植物種の保護など自然環境の保全に関すること

■土木部 都市政策課

- ・業務内容：都市計画、開発許可、美しい景観形成の推進及び屋外広告物に関すること、宅地建物取引業に関すること、宅地の防災に関すること

■土木部 建築課

- ・業務内容：建築基準法等の許可、認可、指導などに関すること、営繕業務の基準等に関すること、建築物の防災に関すること

長崎県地方機関

■長崎県埋蔵文化財センター（壱岐市）

- ・業務内容：長崎県内の埋蔵文化財の発掘や調査・研究、出土品の保存処理、東アジア地域の研究機関等との交流及び共同研究する。
- ・職員13名（うち専門職員：埋蔵文化財9名）

■長崎県対馬歴史研究センター（対馬市）

- ・業務内容：対馬宗家関係資料等の調査・研究や保存・修理等を行う。
- ・職員10名（うち専門職員：歴史2名） ※嘱託職員を含む

関係機関

■長崎県美術館（長崎市）

- ・業務内容：芸術文化活動及び地域文化活性化の拠点として、優れた芸術作品の鑑賞及び学習機会を提供するとともに、創作活動及び作品発表等の支援等を通じて、新たな長崎県の文化創出に寄与する。
- ・指定管理者制度にて委託運営（県より専門職員：美術2名派遣）

■長崎歴史文化博物館（長崎市）

- ・業務内容：長崎の歴史及び文化に関する資料の観覧及び学習の機会を提供することを通じて、学術及び文化の発展並びに地域振興に寄与する。
- ・指定管理者制度にて委託運営

長崎県文化財保護審議会

○目的

長崎県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの重要事項に関して長崎県教育委員会に建議する。

○委員の職名・属性

- ・委員は、長崎県文化財保護審議会条例に基づき、学識経験を有する者のうちから、長崎県教育委員会が任命する（任期は2年）。
- ・審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- ・審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ・会長は、審議会を代表し、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

長崎県文化財保護指導委員

○取組内容

- ・定期的に巡視を行い、所有者等に文化財保護について指導・助言するとともに、地域住民に対し文化財保護思想について普及活動を行う。

○委員の職名・属性

- ・各市町教育委員会の推薦に基づいて、長崎県教育委員会が委嘱する。
- ・委員数は37名（任期1年、非常勤）
- ・県内約200箇所の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地を巡視し、報告書を提出する。

○研修会の開催

- ・文化財巡視のポイントや留意点の確認、文化財に関する知見を深めることを目的とした研修会を開催する。

その他民間団体等

○長崎県考古学会

○長崎県建築士会

○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」長崎県保存活用県民会議

○世界遺産保存活用協議会

○長崎世界遺産学術委員会

